

解体工事業に係る登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第50号

解体工事業に係る登録の手續等に関する規則の一部を改正する規則
解体工事業に係る登録の手續等に関する規則（平成13年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（解体工事業者登録簿の閲覧） 第3条 略 2 略 3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するとともに、<u>インターネットの利用その他の方法により周知するものとする。</u> 4・5 略	（解体工事業者登録簿の閲覧） 第3条 略 2 略 3 知事は、登録簿の整理その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧に供しない日を定め、又は閲覧時間を変更することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。 4・5 略

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。